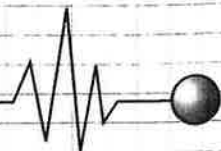


●判例速報 No.2

消化器内科・消化器外科 = 腹部 CT 検査による大腸癌疑いの説明・確定診断  
(法人病院 一 無責・請求棄却)



**腹部 CT 検査等から大腸癌の確定診断をした  
かのような説明をされたことにより、精神的  
損害などが生じたとして損害賠償を求めた事例**

札幌地裁 平成 26 年 11 月 12 日判決 (控訴中)  
事件番号 平成 26 年(ワ)第 605 号

Points

要約

看護師で内視鏡室に勤務経験ある 48 歳女性は、平成 25 年 12 月 9 日、前日からの腹痛を主訴として、Y 病院を受診し、A 医師の診察を受けた。患者は、腹痛、嘔気、食事が取れないこと、便秘のため前日に浣腸をし、下剤であるラクソベロンを服用したこと等を伝え、A 医師は、患者の腹部を触診し、右回盲部付近に圧痛を伴う腫瘤を触知したため、腫瘍性病変を疑い、腹部 CT 検査を実施した。腹部 CT 検査によって得られた画像から、上行結腸に全周性の狭窄を認め、患者に「見た感じでは良性ではなく大腸癌だと思います。」等の説明をし、翌日から Y 病院に入院することとして、内視鏡検査の同意書等を作成した後、帰宅させた。患者は、翌 10 日、A 医師による大腸内視鏡検査を受けたところ、内視鏡検査の結果、異常所見が認められず、大腸癌でないことが判明し、その日のうちに Y 病院を退院した。

このため原告(本人)は、A 医師が、大腸癌の確定診断をしたかのような説明をしたことによって入院費用相当額の損害及び精神的損害が生じたと主張して、A 医師らに対して損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた。

裁判所は、12 月 9 日の時点において A 医師は大腸癌の確定診断をしていたとはいえないが、患者に大腸癌であるとの誤解をさせたのは事実であり、癌という病名を告知する際には慎重な配慮が求められるところ、確定診断に至っていない大腸癌の病名を告知した点において本来行われるべき説明とは一致しないといえる。しかし、大腸癌を疑ったことが医療水準から不合理とはいえない以上、不相当な動機に基づくものではないとし、違法なものとはいえないとして、請求を棄却した。